

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

岡崎信用金庫 殿

私（本預金口座の名義人（預金口座名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の1. の各号のいずれかに該当し、もしくは2. の各号のいずれかに該当する行為をし、または1. にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この取引が停止され、または通知によりこの取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

1. 貴金庫との取引に際し、現在、つぎの各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥その他前各号に準ずる者
2. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

上記反社会的勢力ではないことを表明し、確約いたします。

以 上

H22.6 事